

2003年度 浦和スポーツクラブ 通常総会

資料目次

1 . 2002年度事業報告	(採決事項)	1
2 . 2002年度決算報告	(採決事項)	3
3 . 役員改選	(採決事項)	6
4 . 2003年度事業計画(案)	(採決事項)	8
5 . 2003年度予算(案)	(採決事項)	9
6 . 理事長専決事項について	(採決事項)	10
会則		11

日時：2003年7月27日(日)

午後3時半～

場所：さいたま市駒場体育館 会議室

1. 2002 年度事業報告

(1) 会議・行事等

月日	行事名	会場	備考
7 / 4	会計監査	倉持理事長宅	
7 / 7	定例理事会	浦和高校麗和会館	
7 / 14	定例総会	"	終了後懇親会
8 / 7	サッカー広場開始	駒場サブ	～ 3月まで毎週水曜 97名入会
8 / 末	JY・Y合宿	バラキ高原	
9～2月	運営会議(適宜)	駒場体育館会議室他	
12～1	市研究委員会に参加	市民会館他	倉持、小野崎
12/30	フットサル親善大会	ジョモニスタ	JY～シニア 50名
1/10	広場に関する協議	駒場会議室	市スポーツ企画課、REDS
2/1	新JY 体験練習会	駒場サブ	
3/23	Y卒業記念親善試合	浦和高校	
3/29	JY卒業記念歓送会	浦和市内	

(2) 活動内容

活動形態

コース名	公式戦等
広場	
U - 15	埼玉県ジュニアユース連盟に加盟。公式戦4大会に参加しました
U - 18	関東ユース連盟に加盟し、関東クラブリーグ(春、夏)に参加しました。
選手	(旧)浦和市民リーグ1部に参戦しました。
生涯一般	(旧)浦和市民リーグけやきリーグに参戦しました。
生涯シニア	(旧)大宮シニアリーグに参戦しました。

定例活動

曜日	時間	対象	場所
月	17時～19時	JY・Y	さいたま市駒場サブグラウンド
火	18時～20時	JY	さいたま市立北浦和小学校
水	17時～19時	小学生	さいたま市駒場サブグラウンド
	19～21時	JY・Y・一般	埼玉県立浦和高等学校
金	17時～19時	JY・Y	さいたま市駒場サブグラウンド
土・日	午前もしくは午後2時間程度	全コース	東京農大グラウンド(荒川河川敷)、さいたま市荒川総合グラウンド、東浦和グラウンド、三浦グラウンド、県立秋ヶ瀬公園など

大会参加結果

1)ジュニアユースの部

時期	大会名	会場	備考
4月～5月	日本クラブ Jr.ユース選手権県予選	県内各地	一次予選リーグ敗退 1勝2敗1分
6月～7月	全日本クラブ Jr.ユース選手権県予選	"	一次予選リーグ敗退 1分3敗
9月～10月	県クラブ Jr.ユース選手権	県内各地	一回戦敗退
12月～1月	県クラブ Jr.ユース新人戦	"	一次予選リーグ敗退 2勝2敗
3月	中体連交流試合	市内各地	

2)ユースの部

時期	大会名	会場	備考
4月～5月	関東クラブユース選手権3部Bブロック	農大G他	1勝4敗
5月	彩の国カップクラブユース予選	浦和高校	1分2敗 大宮と引き分け
7～8月	関東クラブユースリーグ	駒場サブ他	2勝3敗
9月	浦和市民体育大会	浦和南高	1回戦敗退

3)選手の部

月日	大会名	会場	備考
4月～10月	さいたま市民浦和リーグ(一部)	市内各地	7位
11月	さいたま市民体育大会(浦和地区)	市内各地	ベスト8
1～3月	平成14年度天皇杯予選南部地区大会	県内各地	4位

4)生涯の部

月日	大会名	会場	備考
4月～10月	さいたま市民浦和リーグ(けやきリーグ)	市内各地	4勝1分2敗
8月	サラリーマンチャレンジカップ	バラキ高原	2勝2敗
11月	さいたま市民体育大会(浦和地区)	市内各地	2回戦
随時	親善試合	県内各地	

5)シニアの部

月日	大会名	会場	備考
4月～10月	大宮シニアリーグ	市内各地	4勝2敗1分 3位

2. 2002年度決算報告(2002年4月1日~2003年3月31日):採決事項

収入の部

科 目	A予算額	B決算額	差異(B-A)	備考
入会金	150,000	261,500	111,500	
一般	0	0	0	
ユース	90,000	168,000	78,000	
Jr.ユース	30,000	42,000	12,000	
広場	30,000	51,500	21,500	
会費 1	8,700,000	9,370,200	670,200	
一般	5,580,000	5,615,500	35,500	
ユース	1,440,000	1,605,000	165,000	
Jr.ユース	1,080,000	962,500	-117,500	
広場	600,000	1,187,200	587,200	50名程度想定が約100名に
会費 2	500,000	612,000	112,000	
個人賛助会員	50,000	112,000	62,000	
法人賛助会員	450,000	500,000	50,000	
特別法人賛助会員	0	0	0	
繰入金	0	0	0	
補助金	0	0	0	
寄付金	0	50,066	50,066	
雑収入	190,000	101,057	-88,943	練習参加費等
当期収入合計(A)	9,540,000	10,394,823	854,823	
前期繰越収支差額	1,461,908	1,461,908	0	
収入合計(B)	11,001,908	11,856,731	854,823	

支出の部

科 目	予算額	決算額	差異	備考
事業費	7,358,000	7,768,789	410,789	
指導者謝金	4,284,000	4,591,500	307,500	一般、U-18、JrU-18、広場
審判謝金	220,000	39,000	-181,000	一部会員謝金に計上
用具費	660,000	882,422	222,422	工フォーム、ボール 他
会場使用料	400,000	305,060	-94,940	練習会場使用料
強化費	350,000	190,034	-159,966	大会・合宿交通費補助等
イベント開催費	100,000	0	-100,000	
登録費	785,000	778,150	-6,850	埼玉県協会 他
傷害保険料	197,000	308,040	111,040	スポーツ安全協会保険
会員謝金	152,000	186,300	34,300	引率、会議出席
事業雑費	210,000	488,283	278,283	ドリンク、薬品、講習会他
会議費	50,000	42,383	-7,617	総会・委員会 他
事務費	1,741,000	1,926,296	185,296	
人件費	360,000	410,000	50,000	アルバイト
旅費	25,000	0	-25,000	外部会議出席等
印刷費	30,000	43,933	13,933	総会資料等
役務費	686,000	554,863	-131,137	郵券、電話、振込手数料
事務用品	80,000	272,207	192,207	用紙封筒、プリンター、トナー
使用料・賃借料	240,000	334,050	94,050	駐車場代
車両関係費	270,000	311,243	41,243	ガソリン、車検、保険等
事務雑費	50,000	0	-50,000	上記項目外支出
渉外費	140,000	189,281	49,281	宣伝費
特別費	250,000	132,135	-117,865	ニッサンラルゴ
ユニフォーム	0	0	0	
予備費	0	0	0	
当期支出合計(C)	9,539,000	10,058,884	519,884	
当期収支差額(A)-(C)	1,000	335,939	334,939	
次期繰越収支差額(B)-(C)	1,462,908	1,797,847	334,939	

財 産 目 録

平成15年3月31日現在

資産の部

現金	17,520	
預金	13,051	あさひ銀行 浦和営業部 普通1429995
	943,275	浦和中央支店 普通3630082
	279,126	郵便局 ぱ・る・る 10310-72560211
	2,500	郵便局 振替口座 00160-6-628410
未収入金	542,375	3月分会費未収入他
車両・運搬費	427,203	トヨタハイエースバン、ニッサンラルゴ
什器備品		
電話加入権	76,440	普通電話048-887-7140
敷金		
資産の部合計	2,301,490	

負債の部

負債の部合計	0	
--------	---	--

正味財産の部

正味財産	2,301,490	前期正味財産繰越額	1,964,598
		当期正味財産増加額	336,892
正味財産の部合計	2,301,490		

監 査 報 告 書

平成15年7月3日

浦和スポーツクラブ
会長 相川 宗一 殿

監事 田島 勝彦 印
監事 宮原 正弘 印

平成14年度（平成14年4月1日～平成14年3月31日）の収支計算書
及び財産目録を監査し、正確かつ適正であることを認めます。

4 . 2003 年度役員改選：採決事項

2001～2002年度 浦和スポーツクラブ役員名簿

(敬称略・順不同)

会 長	相 川	宗 一	(さいたま市長)
副会長	倉 持	守三郎	(さいたま市体育協会理事) 理事兼任
	八 木	仁	(さいたま市レクリエーション協会会長)
	新 井	武 士	(光和観光会長)
	北	清 治	(さいたま市スポーツ振興審議会委員)
理 事	倉 持	守三郎	(埼玉県サッカー協会最高顧問): 理事長
	塩 野	潔	(日本サッカー協会医事委員)
	戸 苅	晴 彦	(平成国際大学スポーツ科学研究所 教授)
	池 田	隆	(全国私立小中学校父母の会連絡協議会会長)
	三 戸	一 嘉	(埼玉県サッカー協会顧問)
	丸 山	晃	(埼玉新聞社社長)
	鶴 岡	明	(埼玉県サッカー協会医事委員長)
	長 嶺	守	(埼玉県カヌー協会理事)
	丸 山	正 董	(埼玉県サッカー協会医事委員)
	青 木	宏 至	(浦和スポーツクラブ サッカー 指導者)
	池 森	俊 文	(会員): 副理事長
	川 本	宣 彦	(サイサン会長)
	柴 崎	栄 一	(弁護士)
	島 田	宏 二	(さいたま市体育協会専務理事)
	田 中	芳 房	(浦和スポーツクラブ サッカー 指導者)
	鳥 海	和 男	(会員)
	篠 崎	一 男	(浦和スポーツクラブ サッカー 指導者): 副理事長
	吉 沢	裕	(浦和スポーツクラブJY保護者)
	大 橋	正 樹	(会員)
	大 村	哲 哉	(会員)
佐 藤	常 雄	(会員)	
金 沢	珠 樹	(会員、埼玉県サッカー協会医事委員)	
小野崎	研 郎	(会員): 事務局	
監 事	田 島	勝 彦	(さいたま市浦和サッカー協会参与)
	宮 原	正 弘	(公認会計士)

4 . 2003 年度事業計画 (案): 採決事項

・各種会議の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会・役員会・各種委員会の開催
- (3) 会員による諸会議の開催

・各種スポーツ活動の実践

- (1) スポーツ選手の育成
 - 1) サッカー部門 : U - 1 5、U - 1 8、一般
- (2) 生涯スポーツの実践
 - 1) サッカー広場の開催 (幼稚園年中 ~ 小 6 / 中学校女子)
 - 2) その他アウトドアスポーツ

サッカー定期活動

コース名	月	火	水	金	土・日
広場	駒場サブ	-	-	-	-
U - 15	-	北浦和小	浦和高校	駒場サブ他	市内各地
U - 18	不定期	-	浦和高校	"	
選手	不定期	-	(自主)	-	
生涯一般	-	-	(自主)	-	
生涯シニア	-	-	(自主)	-	

* 2003年度から市公共施設予約システムが導入されたことにより、駒場サブの利用については抽選によるため、月・金の練習は場所が未確定 (予定表で前月に知らせる)

(3) 各種大会への参加

- 1) 市、県、関東、全国 (予選を含む)
- 2) その他の大会

・ジュニアユースの部

時期	大会名	会 場
4月～5月	日本クラブ Jr.ユース選手権県予選	県内各地
6月～7月	全日本クラブ Jr.ユース選手権県予選	"
9月～10月	県クラブ Jr.ユース選手権	県内各地
11月	ナイキプレミアカップ (U-13) 県予選	
12月～1月	県クラブ Jr.ユース新人戦	"
3月	中体連交流試合	市内各地

・ユースの部

時期	大会名	会場
4月～5月	関東クラブユース選手権3部	関東各地
5月	彩の国カップクラブユース予選	浦和高校他
7～8月	関東クラブユースリーグ3部	駒場サブ他
9月	浦和市民大会	市内各地

・選手の部

月日	大会名	会場
4月～10月	さいたま市民浦和リーグ(2部)	市内各地
11月	さいたま市民体育大会浦和地区	市内各地
1～3月	平成15年度天皇杯南部地区大会	県内各地

・生涯の部

月日	大会名	会場
4月～10月	さいたま市民浦和リーグ(けやきリーグ)	市内各地
11月	さいたま市民体育大会浦和地区	市内各地
随時	親善試合	県内各地

・シニアの部

月日	大会名	会場
4月～10月	大宮シニアリーグ/グランドシニアリーグ	市内各地

(4) NPO法人化準備

- ・ 新年度の法人格取得を目指し、今年度中に申請を予定。
- ・ NPO法人化準備検討チームを設立

・その他の活動

- (1) クラブ案内、広報紙(会報)の発行
- (2) 審判・指導者養成
- (3) 会員自主企画の催事(他団体との共催を含む)
- (4) その他

5 . 2003 年度予算 (案)(2003 年 4 月 1 日 ~ 2004 年 3 月 31 日): 採決事項

収入の部

科 目	予算額	前年度予算	増減	備考
入会金	304,000	150,000	154,000	
一般	0	0	0	ユニフォーム代を別途徴収
コース	120,000	90,000	30,000	
Jr. コース	30,000	30,000	0	
広場	154,000	30,000	124,000	
会費 1	14,602,800	8,700,000	5,902,800	
一般	5,616,000	5,580,000	36,000	50名+8名 (U-23)
コース	1,560,000	1,440,000	120,000	25名 (3年生は半分で計上)
Jr. コース	1,062,000	1,080,000	-18,000	18名 (3年生は半分で計上)
広場	6,364,800	600,000	5,764,800	
会費 2	500,000	500,000	0	
個人賛助会員	50,000	50,000	0	
法人賛助会員	450,000	450,000	0	
繰入金	0	0	0	
補助金	500,000	0	500,000	S S F
寄付金	0	0	0	
雑収入	240,000	190,000	50,000	練習参加費、審判代等
当期収入合計 (A)	16,146,800	9,540,000	6,606,800	
前期繰越収支差額	1,797,847	1,461,908	335,939	
収入合計 (B)	17,944,647	11,001,908	6,942,739	

支出の部

科 目	予算額	前年度予算	差異	備考
事業費	10,420,000	7,408,000	3,012,000	
指導者謝金	7,000,000	4,284,000	2,716,000	一般、コース、Jr.コース、広場
審判謝金	100,000	220,000	-120,000	外部依頼分
用具費	800,000	660,000	140,000	チームフォーム、ボール 他
会場使用料	400,000	400,000	0	練習会場使用料 他
強化費	350,000	350,000	0	大会参加・合宿交通費等
イベント開催費	50,000	100,000	-50,000	クラブ行事等
登録費	700,000	785,000	-85,000	埼玉県協会 他
傷害保険料	350,000	197,000	153,000	スポーツ安全協会保険他
会員謝金	250,000	152,000	98,000	会場設営、引率等
会議費	60,000	50,000	10,000	総会、委員会他
事業雑費	360,000	210,000	150,000	薬品、ドリンク、交通費等
事務費	2,827,000	1,881,000	946,000	
人件費	720,000	360,000	360,000	アルバイト2名 (1名増を希望)
旅費	25,000	25,000	0	会議参加など交通費実費
印刷費	60,000	30,000	30,000	総会資料他
役務費	700,000	686,000	14,000	郵券、電話料、手数料等
事務用品	300,000	80,000	220,000	コピー用紙、封筒等
使用料・賃借料	372,000	240,000	132,000	駐車場、事務所光熱費
車両関係費	400,000	270,000	130,000	燃料、車検、保険 (1台増)
事務雑費	50,000	50,000	0	慶弔費等
渉外・宣伝費	200,000	140,000	60,000	会場謝礼、横断幕等
特別費	0	250,000	-250,000	車両購入
ユニフォーム	2,200,000	0	2,200,000	
予備費	500,000	0	500,000	多種目・NPO法人展開
当期支出合計 (C)	15,947,000	9,539,000	6,408,000	
当期収支差額 (A) - (C)	199,800	1,000	198,800	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	1,997,647	1,462,908	534,739	

6. 理事長専決事項について：採決事項

「理事長専決事項委任を求める件」(案)

平成15年度中において、新たに会員に負担義務のない場合の予算の追加更正について、理事会に図り、理事長これを専決処分することができることを承認願います。

ただし、専決事項は次回総会に報告いたします。

< 浦和スポーツクラブ会則 >

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、浦和スポーツクラブ(以下、本会という)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の指定する場所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域社会におけるサッカーを中心とする社会スポーツの普及と振興を図り、青少年の健全な心身の発達に寄与するとともに、世界に通ずる選手の育成を究極の目標とし、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- 1 サッカーを中心とする各種スポーツ選手と指導者の育成、指導
- 2 講習会、研修会、強化練習会、国際スポーツ交流開催、各種試合への参加
- 3 体力テスト、メディカルチェック、トレーニング処方等の事業
- 4 各種刊行物の発行
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組 織

(組 織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し会の維持、発展を志す以下の者をもって構成する。

- 1 正会員
- 2 賛助会員

(会 員)

第6条 1 正会員は、浦和市及びその周辺に居住または勤務する者。ただし、18歳未満の者については別に定めるところによる。
2 賛助会員は、本会の事業を援助する個人及び団体とする。

(入会手続き)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会金、および所定の会費を沿えて会長に申し込み、承認の手続きを経て会員となる。

(会 費)

第8条 会員は、別に定めるところによる会費をすみやかに納入しなければならない。

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする会員は、会長にその旨書面で届け出て、いつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員に次の各号の行為があったときは、理事会において理事会構成役員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。

- 1 会費を納入しないとき。
- 2 本会の名誉を著しく毀損し、または秩序を乱したとき
- 3 その他本会の会員としてふさわしくない著しい非行があったとき

(会費等の不返還)

第11条 退会または除名された会員が納入した会費、入会金、その他会員として支出した金員は、これを返還しない。

第3章 役 員

(役 員)

第12条 本会に以下の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事長 1名

- 4 副理事長 若干名
- 5 理事 若干名
- 6 監事 2名

(顧問等)

第13条 本会は、理事会の承認により顧問、相談役、参与等の特別職を置くことができる。

(会長および副会長)

- 第14条 1 会長および副会長は総会において選任する
- 2 会長は本会を代表し、会務を統理する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または欠けたときはその職務を代行する。

(理事長および副理事長)

- 第15条 1 理事長および副理事長は理事の互選により選任する。
- 2 理事長は理事会の議決に基づき、会務を掌理する。ただし、緊急を要する事項については専決することができる。この場合は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときはその職務を代行する。

(理事)

- 第16条 1 理事は総会において正会員から選任する。
- 2 会長が、会の運営上必要と認めた場合に限り、理事会の承認を得て若干名の理事を指名することができる。ただし、会長指名理事は前項1で選ばれた理事の半数を超えてはならない。
 - 3 理事は、会務を執行する。

(監事)

- 第17条 1 監事は総会において選任する。
- 2 監事は会計を監査する。
 - 3 監事は他の役員を兼ねることができない。

(役員の任期)

- 第18条 1 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第19条 1 本会の役員が、役員としてふさわしくない行為のあった場合は、理事会で理事会構成役員の4分の3以上の議決および総会の承認により解任することができる。

第4章 会 議

(総会)

- 第20条 総会は本会の最高議決機関であり、正会員および本会則に定める役員をもって構成し、次の事項を決する。
- 1 本会則に定める役員の選任および解任。
 - 2 事業および決算報告の承認。
 - 3 事業計画及び予算承認。
 - 4 会則の改正
 - 5 その他、理事会が必要と認めた事項。

(理事会)

- 第21条 理事会は第12条1から5に定める役員をもって構成し、本会の運営に関わる事項を審議、議決、執行する。

(召集、議決)

- 第22条 1 総会は、年1回会長が召集し、会長が必要と認めるときは臨時にこれを開くことができる。また、全理事の過半数から要請のあるときは、必ずこれを開かなければならない。
- 2 総会は、全正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を認める。
 - 3 総会は会長が議長となり、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。ただし、第20条の4の場合は出席会員の4分の3をもって議決する。
 - 4 理事会は、会長が召集し、会長が必要と認めるときは、いつでもこれを開くことができる。また全理事の過半数から要請あるときは、必ずこれを開かなければならない。
 - 5 理事会は、会長が議長となり、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

- 第23条 1 本会は理事会の決定に基づき、別に専門委員会を設けることができる。
2 専門委員会の組織および構成その他必要な事項は理事会でこれを定める。

第6章 会計

(会計)

- 第24条 会計は理事会で理事の中から2名を選出する。

(会計の年度、運営)

- 第25条 1 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
2 会計の管理は、会計が担当する。
3 本会の運営資金は、入会金、会費、寄付金その他をもってこれにあてる。

第7章 その他

(細則)

- 第26条 本会則の執行についての必要事項、および本会則に定めのない事項は、理事会において別に定める。

(付則)

- 本会則は、平成3年9月29日から施行する。

青少年会員に関する細則

1. 正会員のうち、18歳未満の者、または高等学校に在籍する者を特に青少年会員と呼ぶ。
2. 青少年会員は、総会における議決権を持たない。総会への出席、総会での発言はこれを妨げない。
3. 青少年会員の保護者は、総会に出席し、議事を傍聴することができる。また、議長の許可を得て、質問、または意見を述べることができる。